

令和元年 8 月 19 日

「日常の絶景、富山」フォト大募集！ ～使わせて、あなたの自慢の一枚～

「くらしたい国、富山」推進本部（本部長 石井知事）では、富山県のくらしの魅力をもっとPRするとともに、県外で開催する移住セミナー等の広報効果の向上をねらいとして、「とやま暮らしの日常」を切り取った写真を、広く募集します。

日々を富山で暮らす方には、当たり前と感じられる営みの中にも、富山県外の方にとっては、輝く「絶景」に感じられる瞬間があります。あなたの自慢の一枚を、お待ちしております。なお、移住促進を目的とした写真の募集は、今回が初めてです。

1 募集作品

富山の日常の暮らしを伝える、素敵なヒト、モノ、コト、バシヨの写真

2 応募資格・条件

- ・ 応募作品は応募者本人が富山県内で撮影したものに限り、お一人様何回（何枚）でも応募可能です。
- ・ 応募期間中であれば、お一人様何回（何枚）でも応募可能です。
- ・ 応募作品については、著作権者や肖像権者など、あらゆる権利を有する者から権利侵害・損害賠償等の主張がなされた場合は、応募者の責任と負担で解決するものとし、主催者は何ら関与しません。

3 応募方法

Twitter、Facebook、Instagram、LINE 各公式アカウントのうち、いずれかへの投稿（次頁参照）

4 応募期間

2019年8月19日（月）～ 9月20日（金）

5 景品

- ・ 応募者の中から抽選で5名様に、富山県の名産品等の景品をプレゼントします。
- ・ 発送は日本国内限り。また、当選の通知は発送を以て代えさせていただきます。

6 作品の利用

- ・ 応募作品の著作権は応募者に帰属します。
- ・ 富山県（「くらしたい国、富山」）は、応募者の許可を要することなく無償で、応募作品をパンフレット、雑誌広告、その他WEB媒体やSNS等に利用し、また、営利以外の目的で二次利用（複製、加工、上映、頒布）できるものとし、

「日常の絶景、富山」応募方法

1. Twitter・Facebook・Instagramからのご応募

- ① 公式アカウント (@toyama.iju) をフォロー (Facebook の場合、ページを「いいね！」)
- ② ハッシュタグ「#日常の絶景富山」を付けて、応募者ご自身が撮影した写真をご自分のタイムラインに投稿



▲ 各 SNS の公式アカウント表示画面 ①Twitter ②Facebook ③Instagram

2. LINEからのご応募

- ① 「くらしたい国、富山」公式 LINE アカウント (<http://nav.cx/3Fn18xT>) を友だち追加 (以下の QR コードから友だち追加が可能です)
- ② LINE トーク画面から、応募者ご自身が撮影した写真を送信

